

奈良市地域こどもの生活支援強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 多様かつ複合的な困難を抱えるこどもに対し、地域の実情を踏まえ、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けるとともに、支援が必要なこどもを早期に発見し、適切な支援機関につなげる活動を行う団体に対し、予算の範囲内において奈良市地域こどもの生活支援強化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こども等 本市に居住し、又は通園若しくは通学するひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもその他多様かつ複合的な困難を抱えるこどもであって、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 支援活動 こども等に対して地域で自主的に行う食事の提供、学習支援等の機会若しくは体験の提供又は生活支援等の活動をいう。
- (3) 運営補助 支援活動を継続的に運営するために必要な運営費に対する補助をいう。
- (4) 備品補助 支援活動を継続的に運営するために必要な備品費に対する補助をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 市内で自主的にこども等に対し支援活動を実施する民間団体であること。
- (2) 公序良俗に反する活動を行っていないこと。
- (3) 暴力団等（奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）に該当する団体（団体の構成員に1名以上暴力団等に該当する者が含まれている場合は、暴力団等に該当する団体とみなす。）でないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 1年以上継続して支援活動を実施する意思及び能力を有すると認められること。
- (6) 申請の内容又は団体の活動の実績から、子育て支援及び子どもの保健福祉に関し市及び関係機関と適切に連携を図ることができると市長が認める団体であること。
- (7) 本事業において政治的活動、宗教的活動又は営利的活動を主たる目的としていないこと。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、地域こどもの生活支援強化事業実施要綱（令和5年12月13日付こ支家第310号こども家庭庁支援局長通知）に規定する地

域こどもの生活支援強化事業として補助対象団体が行う支援活動であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 支援活動を定期的に実施している、又は補助金の交付の申請を行う年度の補助対象期間内に開始する予定であること。
- (2) 支援活動に係る利用料等は、無料又は食材等に係る実費等の低廉なものであること。
- (3) 利用することも等の人数の平均が1回当たり5人以上となることを見込めること。
- (4) 年間を通じて計画的な運営が見込めること。
- (5) 支援活動は、原則として月1回以上実施し、1回当たりの実施時間は2時間以上を目安とすること。
- (6) 補助対象団体の関係者その他の特定の者のみを対象とした活動ではなく、こども等を広く受け入れることができる活動であること。
- (7) 支援活動の実施に当たり、利用者の安全管理、衛生管理及び個人情報の保護に十分配慮すること。

2 補助対象団体は、補助事業の実施に当たっては、次の各号のいずれの事項にも留意しなければならない。

- (1) 関係法令等を遵守すること。
- (2) 支援活動を通じて把握したこども等の状況から、行政等の支援が必要と判断したときは、適切な支援機関につなげること。
- (3) 支援活動に当たっては、常駐できる責任者を配置し、当該責任者に加え支援活動の補助等ができる者を配置すること。
- (4) 補助対象団体が調理した食事等をこども等、こども等の保護者又は地域住民等に提供する場合は、食品衛生に関する講習会を受講した者又はこれと同等以上の知識を有するとみなされる者を少なくとも1名配置するよう努めること。
- (5) 支援活動に対する保険に加入すること。
- (6) 市からこども等に対し、支援活動を行うよう依頼があった場合には、できる限り協力すること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1のとおりとする。

(補助対象期間)

第6条 補助対象経費の算定の基礎となる補助対象期間は、4月1日から翌年1月末日までとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額から補助事業の実施に伴い生じる利用料等その他の収入の額を控除した額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）と別表第2に定める補助基準額に基づいて算定した額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

2 運営補助に関する補助金の額の上限は、月4回程度補助事業を実施する団体については1団体につき一の年度当たり2,000,000円とし、月1回程度補助事業を実施する団体については1団体につき一の年度当たり400,000円とする。

3 備品補助に関する補助金の額の上限は、1団体につき一の年度当たり200,000円とする。
(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、奈良市地域こどもの生活支援強化事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 団体等概要書（別記第2号様式）
 - (2) 事業計画書（別記第3号様式）
 - (3) 収支予算書（別記第4号様式）
 - (4) 誓約書（別記第5号様式）
 - (5) 個人情報保護に関する誓約書（別記第6号様式）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (交付決定前着手届)

第9条 申請者は、補助金の交付の決定前に支援活動に着手しようとするときは、奈良市地域こどもの生活支援強化事業補助金交付決定前着手届（第7号様式。以下「補助金交付前着手届」という。）を市長に提出するものとする。

2 補助金の交付の決定前に、前項の規定による補助金交付前着手届を提出せずに行った支援活動の運営補助については、第5条及び別表第1の規定にかかわらず補助対象経費としない。

3 補助金の交付の決定前に行った支援活動の備品補助については、第5条及び別表第1の規定にかかわらず補助対象経費としない。

(交付決定)

第10条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、次に掲げる事項を調査し、補助金の交付の決定をしたときは、規則第7条第1項に規定する補助金等交付決定通知書により申請者に速やかに通知するものとする。

- (1) 法令等に違反していないこと
- (2) 補助事業の目的、内容等が適正であること
- (3) 金額の算定に誤りがないこと

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めたときは、理由を付して、奈良市地域こどもの生活支援強化事業補助金不交付決定通知書（別記第8号様式）により申請者に速やかに通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の申請に係る全ての書類到達から30日以内（補正等の期間を除く。）に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

4 市長は、補助金の交付について規則第6条第1項に定めるもののほか、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価300,000円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により、こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、遅滞なく、補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告しなければならない。この場合において、第1項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が全国的に補助事業を展開する組織の支部（支部又は支部等である場合を含む。）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（本社又は本所等である場合を含む。）で消費税及び地方消費税の申告を行っているときは、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。補助金に係る仕入控除税額があることが確定したときは、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価300,000円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

（申請の取下げ）

第11条 補助事業者が、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して15日以内に奈良市地域こどもの生活支援強化事業補助金交付申請取下書（別記第9号様式）により申請の取下げを行うことができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の変更等)

第12条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき又は補助事業の中止若しくは廃止をしようとするときは規則第11条に規定する補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第10条（第3項を除く。）の規定は、前項の規定による承認について準用する。

(事情変更による決定の取消し等)

第13条 市長は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなった場合、又は補助事業を遂行することができない場合（補助事業者等の責めに帰すべき事情による場合を除く。）は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうちで既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による取消し又は変更を行った場合においては、奈良市地域こどもの生活支援強化事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（別記第10号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

(1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 第10条（第3項を除く。）の規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）

は、補助事業の完了の日から起算して30日経過した日までに、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときも、また同様とする。

(1) 収支決算書（別記第11号様式）

(2) 別表に係る補助対象経費の支出を確認できる領収書又は振込金受取書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る書類等の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等により、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第15条に規定する補助金等確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付時期等)

第16条 市長は、補助事業の完了後、前条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付を決定した場合において、必要があると認めるときは、規則第17条第1項ただし書の規定に基づき、補助事業の完了前に、補助金の交付決定額を限度として概算払をすることができる。この場合においては、第14条の規定による実績報告により補助金の額が確定した後で補助金の精算を行うものとする。

3 補助事業者は、前項の規定による概算払を受けようとするときは、市長に奈良市地域こどもの生活支援強化事業補助金概算払請求書（別記第12号様式）を提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、規則第18条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、奈良市地域こどもの生活支援強化事業補助金交付決定取消通知書（別記第13号様式）により補助事業者へに通知するものとする。

(個人情報の保護)

第18条 補助事業者及び事業の従事者（従事していた者を含む。）は、補助事業の実施に当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく漏らし、又は自己の利益のために使用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。事業終了後及びその活動を退いた後も、また同様とする。

2 補助事業者は、補助事業の実施に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(奈良市子ども等の見守り強化事業補助金交付要綱の廃止)

2 奈良市子ども等の見守り強化事業補助金交付要綱（令和3年奈良市告示第545号）は、廃止する。

3 前項の規定による廃止前の奈良市子ども等の見守り強化事業補助金交付要綱（以下「廃止前の要綱」という。）の規定に基づき交付された補助金については、廃止前の要綱の規定は、なおその効力を有する。

別表第1（第5条関係）

区分		内容
運営補助	人件費（団体等の運営に係る職員の賃金や役員報酬を除く。）	支援活動を行うスタッフの人件費等（1回の活動につき、1人当たり10,000円を限度とする。） 事務局機能の費用（支援活動の準備、食料品、日用

		品の手配やこども等の状況の管理等を行うスタッフの 人件費等）（１回の活動につき、１人当たり１０，０００ 円を限度とする。） ボランティア保険等
	通信運搬費	電話代、データ通信料等
	賃借料	ＩＣＴ機器（パソコン、プリンター、タブレット 等）のリース費用 食料品の保管場所や会場使用に関する経費
	需用費（耐用年数が１ 年未満かつ１件当たり の金額が３０，０００ 円未満のものに限 る。）	食料品や日用品、学習支援に必要な消耗品等の購入 経費 事業周知のためのチラシ作成費用
	その他経費	職員等の能力向上のための研修講師謝礼、書籍購入 費等 事業の趣旨に合致し、こども等の支援活動のために 特に必要があると認められる経費
備品補助	備品購入費（耐用年数 が１年以上であり、１ 件当たりの金額が３ ０，０００円以上かつ ３００，０００円未満 のものに限る。）	事業に必要と認められる遊具類 机、いす、棚、カーペット等の什器類 冷蔵庫、炊飯器、空調機器等の家電類
	その他経費	事業の趣旨に合致し、こども等の支援活動のために 特に必要があると認められる経費

備考

- 1 補助対象経費は、事業の実施に最低限必要なものに限る。
- 2 団体の運営に係る経費や恒常的職員に係る人件費等の経常的な経費は、補助対象外とする。
- 3 事業に直接必要とされない経費、使途が特定できない経費、団体等の構成員の親睦等のための
会合や会議の開催経費、接遇に関する経費、通常より著しく高額と判断される経費、その他市長

が補助対象とすることが適当でないと判断する経費は、補助対象外とする。

別表第 2（第 7 条関係）

区分		単価
運営補助	月 4 回程度	1 月当たり 2 0 0 , 0 0 0 円
	月 1 回程度	1 月当たり 4 0 , 0 0 0 円
備品補助		2 0 0 , 0 0 0 円

備考

支援活動を行っていない月の運営費については、補助対象外とする。

別記

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）奈良市長

住 所

（法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名）

奈良市地域こどもの生活支援強化事業補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、奈良市地域こどもの生活支援強化事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額

補助の別 (申請する内容に○)	運営補助		備品補助
	月4回程度	月1回程度	
補助の額 (年間予定補助額)	円	円	円

2 補助事業の開始予定日及び完了予定日

年 月 日から 年 月 日まで

3 添付書類

- (1) 団体等概要書（別記第2号様式）
- (2) 事業計画書（別記第3号様式）
- (3) 収支予算書（別記第4号様式）
- (4) 誓約書（別記第5号様式）
- (5) 個人情報保護に関する誓約書（別記第6号様式）
- (6) その他市長が必要と認める書類

団体等概要書

① 団体名	※団体種別（法人格名称など）も必ず記入してください。
② 代表者名	
③ 所在地	
④ 連絡先	
⑤ 設立年月日	年 月 日
⑥ 団体組織・体制	・役員 名 ・従業員 名 ・その他 （ ）
⑦ 主な活動内容 と活動実績	※設立の経緯や、実施してきた活動について簡単に記入してください。 また、当該事業に係る人に印を付した組織図を添付してください。
⑧ 過去の 補助実績	
⑨ 個人情報保護 への取組	※事業実施に係るスタッフへの個人情報保護のための教育・指導方法、 その他団体としての取組について記入してください。
⑩ 担当者 連絡先	ふりがな 担当者名 住所 〒 電話 E-mail

(注意)

- ・団体等の規約・会則、役員名簿（役職名・住所の記載があるもの）を添付すること。
- ・活動内容が分かるチラシ等がある場合は添付すること。

事業計画書

※適宜、入力欄を調整してください。

① 実施名称

② 実施内容※□欄に該当する内容をチェックしてください。

- ☐ 食事の提供（子ども食堂等）
- ☐ 様々な機会・体験の提供（学習支援、体験支援等）
- ☐ 生活支援等

※ 実施内容の概要を記載してください。実施する回によって実施内容が異なる場合は、そのことがわかるように記載してください。

※ 募集チラシ等があれば、それを別途添付しても構いません。

③ 実施場所（住所、施設名など）

④ 実施場所の小学校区

⑤ 利用者の対象

特に定めない・定める（ ）

⑥ 実施頻度 ・ 実施日

【実施日】 月 回 ・ 週 回

【実施曜日等】 毎週 曜日

毎月第 曜日

その他（ ）

【実施時間】 から まで

※1回当たりの実施時間は2時間以上を目安としてください。

⑦ こどもの登録（予定）人数

⑧ 1 回当たりのこどもの平均的な利用（予定）
人数

⑨ 利用者の内訳（予定）

就学前児童 人、小学生 人、中学生 人、高校生 人、その他（ ） 人

※⑧の平均的な利用人数の内訳をお書きください。

⑩ 利用者負担の有無

有 ・ 無 ※該当する方を○で囲んでください。

→ 有の場合：利用者負担額（1 回あたり） こども 円、 おとな 円

⑪ 実施体制（スタッフの人数）

⑫ 常駐する責任者氏名

⑬ 食品衛生に関する講習会を受講した者又はこれと同等とみなすことができる者の氏名

※団体が自ら調理した食事等を提供する場合、記載してください。

⑭ 活動開始時期

年 月

⑮ 安全管理・衛生管理（感染症や食中毒予防、防災等で配慮している内容）

⑩ 他に利用する（利用する予定である場合を含む。）補助金の名前

※申請しようとしている活動について、国、県、民間等の補助金を利用する（利用する予定である場合を含む。）の場合、記載してください。

※同一費用について、他の補助金と二重で本補助金を申請することはできません。（別費用であれば、本補助金を申請することができます。なお、他の補助金でも同様の取扱いが可能かどうかは、各団体でご確認ください。）

収支予算書

団体名 _____

(収入の部)

単位：円

項 目	金 額	内 容
奈良市補助金	円	
自己資金	円	
その他 ()	円	
合 計	円	

(支出の部)

単位：円

項 目	金 額	内 容
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

※適宜、行を追加してください。

年 月 日

（宛先） 奈 良 市 長

住 所

（法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名）

誓約書

奈良市地域こどもの生活支援強化事業補助金の交付申請に当たり、下記の事項に相違ないことを誓約します。

記

- ・ 奈良市内で自主的に子ども等に対し支援活動を実施する民間団体であること。
- ・ 公序良俗に反する活動を行っていないこと。
- ・ 本事業において政治的活動、宗教的活動又は営利的活動を主たる目的としていないこと。
- ・ 暴力団等（奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）に該当する団体（団体の構成員に1名以上暴力団等に該当する者が含まれている場合、暴力団等に該当する団体とみなす。）でないこと。
- ・ 奈良市暴力団排除条例の趣旨に基づき、奈良市地域こどもの生活支援強化事業補助金交付要綱第3条第3号に該当するか否かの確認について、奈良県警察本部又は管轄警察署に対して照会が行われることについて同意すること。
- ・ 市税の滞納がないこと。
- ・ 市税の納入状況について、奈良市地域こどもの生活支援強化事業補助金交付要綱第3条第4号に該当するか否か調査されることについて同意すること。

個人情報保護に関する誓約書

奈良市地域こどもの生活支援強化事業補助金の交付申請に当たり、下記事項について誓約します。

- 1 補助事業の実施に当たって知り得た個人情報等を正当な理由なく漏らし、又は自己の利益のために使用し、若しくは不当な目的に使用しない。事業終了後及びその活動を退いた後も、また同様とする。
- 2 補助事業の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人情報の保護に最善の努力を払う。
- 3 補助事業の実施に当たって取得又は保有した個人情報の漏えいを防止するため、次の各号の定めるところにより保護措置をとる。
 - (1) 補助事業の実施に当たって、個人情報のデータ管理等について、その保管場所、方法等について万全の注意を払う。
 - (2) 補助事業の実施に当たって、市から提供された個人情報並びに取得した個人情報は、市の承諾なくして方法の如何にかかわらず複製、複写又は持出しをしない。
 - (3) 補助事業の実施に当たって知り得た個人情報は、補助事業の実施目的以外の利用をしない。
 - (4) 個人情報を取り扱う者を必要最低限の者に限定するとともに明確化し、及びアクセス制限等により他の者がその情報に触れることができないよう措置する。
 - (5) 個人情報を取り扱う者に対し、適正な取扱いをするよう監督・教育する。また、補助事業の一部を委託する場合、委託先を監督する。
 - (6) 補助事業の完了後、市から提供を受けた個人情報は、市の指示により保管を要するとされたものを除き、一切の個人情報を全て抹消、焼却、切断等再生不可能な状態にして処分し、その処分内容を書面により市に報告する。また、保有した個人情報をそのまま返却する場合においても同様に報告する。

年 月 日

（宛先）奈良市長

（誓約者）

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

年 月 日

（宛先） 奈 良 市 長

住 所

（法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名）

奈良市地域こどもの生活支援強化事業補助金交付決定前着手届

標記事業の着手条件を承知のうえ補助金の交付の決定前に着手したいので、奈良市地域こどもの生活支援強化事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 交付を受けようとする補助金の額

補助の別 (申請する内容に○)	運営補助	
	月4回程度	月1回程度
補助の額 (年間予定補助額)	円	円

2 補助金の交付の決定前の着手を必要とする理由

3 補助事業の着手予定日及び完了予定日

年 月 日から 年 月 日まで

4 着手条件

- (1) 補助金の交付の決定を受けた補助金の額が、交付を受けようとする補助金の額に満たないことがあっても異議を申し立てないこと。
- (2) 補助金の交付の決定前に着手しようとする補助事業の着手から補助金の交付の決定を受けるまでの間は、当該事業の事業計画の変更を行わないこと。

第 号
年 月 日

様

奈良市長

奈良市地域こどもの生活支援強化事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった奈良市地域こどもの生活支援強化事業補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、奈良市地域こどもの生活支援強化事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

（交付しない理由）

年 月 日

（宛先） 奈 良 市 長

住 所

（法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名）

奈良市地域こどもの生活支援強化事業補助金交付申請取下書

年 月 日付け奈良市指令子育第 号にて通知のあった奈良市地域こどもの生活支援強化事業補助金の交付の決定について、奈良市地域こどもの生活支援強化事業補助金交付要綱第11条の規定により申請を取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日

2 取下げの理由

奈良市指令第 号
年 月 日

様

奈良市長

奈良市地域こどもの生活支援強化事業補助金
事情変更による交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け奈良市指令子育第 号にて交付決定した奈良市地域こどもの生活
支援強化事業補助金について、奈良市地域こどもの生活支援強化事業補助金交付要綱第13条の規
定により、次のとおり 取消・変更 したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

収支決算書

団体名_____

（収入の部）

単位：円

項 目	金 額	内 容
市補助金	円	
自己資金	円	
その他（ ）	円	
合 計	円	

（支出の部）

単位：円

項 目	金 額	内 容
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合 計	円	

※経費の支出を確認できる領収証の写し等を添付してください。

※適宜、行を追加してください。

年 月 日

（提出先）奈良市長

所在地

団体名

代表者名

奈良市地域こどもの生活支援強化事業補助金概算払請求書

年度の奈良市地域こどもの生活支援強化事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 支払希望時期 _____ 年 _____ 月

3 概算払を希望する理由

奈良市指令第 号
年 月 日

様

奈良市長

奈良市地域こどもの生活支援強化事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け奈良市指令第 号にて交付決定した奈良市地域こどもの生活支援強化事業補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、奈良市地域こどもの生活支援強化事業補助金交付要綱第17条の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由